

議案第 1 1 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

平成 2 9 年度の保険料率を定めるため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 2 7 年度及び平成 2 8 年度の」を「平成 2
7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における」に改める。

第 1 1 条中「並びに当該者」を「及び当該者」に、「世帯の属す
る者」を「世帯に属する者」に改める。

第 1 5 条中「この法律」を「法」に改める。

第 1 6 条中「前 4 条の」を「第 1 2 条から前条までに規定する」
に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>第4章 略</p> <p>第12条から第14条 略</p> <p>第15条 町は、詐欺その他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者をその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第16条 <u>第12条から前条までに規定する</u>過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 <u>第12条から前条までに規定する</u>過料を徴収する場合において発する納額告知書に指</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度及び平成28年度の</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。</p> <p>第5条から第10条 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯の属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>第4章 略</p> <p>第12条から第14条 略</p> <p>第15条 町は、詐欺その他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者をその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第16条 <u>前4条の</u>過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 <u>前4条の</u>過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その</p>

定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第5章 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第5章 略

